省令

○国土交通省令第三十五号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）の規定に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成三十年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	
第一章　総則（第一条―第三条）	
第二章　所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置	
第一節　地域福利増進事業の実施のための措置	
第一款　地域福利増進事業の実施の準備（第四条―第十条）	
第二款　裁定による特定所有者不明土地の使用（第十一条―第三十三条）	
第二節　特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例	
第一款　収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例（第三十四条―第五十一条）	
第二款　都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例（第五十二条）	
第三章　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置（第五十三条―第五十六条）	
第四章　雑則（第五十七条・第五十八条）	
	（新設）

改正後	改正前
第一章　総則	（新設）
（土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者）	（土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者）
第一条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるもの（国の行政機関の長又は地方公共団体の長（以下「国の行政機関の長等」という。）が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十八条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、第五号から第八号までに掲げるものを除く。）とする。ただし、第二号、第三号、第十号イ並びに第十一号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで及び令第七条第一号から第四号まで又は令第八条第一号から第四号までに掲げる措置（法第三十八条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置）により判明したものに限る。	**第一条**　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるもの（国の行政機関の長又は地方公共団体の長（以下「国の行政機関の長等」という。）が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十八条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、第五号から第八号までに掲げるものを除く。）とする。ただし、第二号、第三号、第十号イ並びに第十一号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで並びに令第六条第一号から第四号まで及び令第七条第一号から第四号まで又は令第八条第一号から第四号までに掲げる措置（法第三十八条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置）により判明したものに限る。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
第二章　所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置	（新設）
第一節　地域福利増進事業の実施のための措置	（新設）
第一款　地域福利増進事業の実施の準備	（新設）
（特定所有者不明土地への立入り等の許可の申請手続）	
第四条　法第六条の規定による許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した立入許可申請書を特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。	（新設）
一　申請者の氏名又は名称及び住所	
二　事業の種別（法第二条第三項各号に掲げる事業の別をいう。次条第一項第二号及び第二十九条第一項第二号において同じ。）	